年末調整の改正点と国税庁の年調ソフトの活用

Ｑ．今年も年末調整の時期を迎えましたが、税制改正により変更された点があると聞きました。その概要と国税庁の年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）の活用について教えてください。

Ａ．■税務書類の押印義務の改正

2021 年度の税制改正により、21 年 4 月 1 日以降に税務署長に提出する年末調整関係書類を含む源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

その改正に伴い、「扶養控除等（異動）申告書」や「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」（以下、基礎控除等申告書といいます）など年末調整の際に使用する申告書については、従業員等が押印する必要がなくなりました。

従って、20 年分以前に住宅ローンがある従業員の「住宅借入金等特別控除申告書」など旧様式の申告書には押印欄がありますが、押印の必要はありません。

■各種申告書の電磁的提供の改正

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下、給与等といいます）の支払いを受ける者（以下、受給者といいます）が給与等の支払者（以下、支払者といいます）に対し、次の申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項（以下、記載事項といいます）について電磁的方法による提供を行う場合、支払者が受けなければならない税務署長の承認が不要と改正されました。

【申告書】

⑴扶養控除等（異動）申告書
⑵従たる給与について扶養控除等（異動）申告書
⑶基礎控除等申告書
⑷保険料控除申告書
⑸住宅借入金等特別控除申告書
⑹退職所得の受給に関する申告書
⑺公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

また、この改正に伴い、支払者が電磁的方法による提供を行う場合、次の全ての措置を講じていることが要件とされました。

【講ずる措置】

①電磁的方法による提供を適正に受けることができること
②提供を受けた記載事項について、その提供した受給者を特定することができること
③提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができること

■e-Tax による申請等の拡充

税務署長等に対する申請のうち e-Tax によりその申請等に係る書面に記載事項を入力して送信することができないものについては、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録、いわゆる「イメージデータ」を送信することができるよう改正されました。

■年末調整手続きは年調ソフトで作成を

国税庁は、20 年 10 月に「年調ソフト」を公開し、無償提供しています。

また、多くの保険会社が保険料控除証明書等を従来の書面（ハガキ等）から控除証明書等のデータ（以下、証明書等データといいます）として交付しています。

その証明書等データを年調ソフトにインポートすると控除証明書等の内容を自動入力する機能や、保険料控除等の控除額を自動計算する機能があります。

年調ソフトは前述の改正点にも対応しており、また証明書等データによるペーパーレス化、自動検算による省力化と正確性が担保されるなどの効果が見込まれ、年末調整実務の生産性の向上が期待できます。ぜひご活用ください。

（あがたグローバル税理士法人　税理士　和田謙二）